

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

①

震災発生(平成23年3月)から1年間

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方等について、窓口負担を免除・保険料を減免
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 : 平成24年2月末まで
- ・ 保険料 : 平成24年3月分まで

※ 特別調整交付金とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険制度等の仕組み)

警戒区域等

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、窓口負担の免除と保険料の免除を **1年延長**
- 国により全額を財政支援(平成24年度予算 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 : 平成25年2月末まで
- ・ 保険料 : 平成25年3月分まで

特定被災区域 (警戒区域等以外)

- その他の被災地域の住民の方については、窓口負担の免除及び保険料の減免を **平成24年9月末まで延長**
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 : 平成24年9月末まで
- ・ 保険料 : 平成24年9月分まで

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、窓口負担の免除と保険料の免除を **さらに1年延長**

- 国により全額を財政支援(平成25年度予算 及び 特別調整交付金)

- ・ 窓口負担 : 平成26年2月末まで
- ・ 保険料 : 平成26年3月分まで

- 平成24年10月以降、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる

- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の **8/10以内の額を財政支援** (特別調整交付金)

(注1) 「警戒区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③旧緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

【いずれも、解除・再編された場合を含む】

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。